

展示即壳会募集要領

土 浦 駐 屯 地

1 概要

茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1に所在する陸上自衛隊土浦駐屯地において、隊員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売会の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 店舗数

原則として、令和8年4月から令和9年3月までの土日祝日及び特に指定する日を除く1日単位で厚生センターの展示即売スペースの範囲内（厚生センター前道路含む。）で展示即売会が可能な店舗数とする。

（1日単位での複数業者使用又は1業者による占有使用も可とする。）

※申請時に、希望する出店希望日及び使用する区画を明記すること。

(3) その他

仕様書のとおり。

4 応募手続等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に提出期限までに提出すること。

ア 提出書類

- (ア) 申請書（別紙第1）1部
- (イ) 企画提案書（別紙第2）25部
 - （ホッチキス止めとし、簡単な装丁をする。）
 - ※次の事項について、必ず記載又は資料を添付すること。
- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
- b 出店希望日及び使用区画（別紙第4）
- c 清算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード、売掛の対応等）
- d ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
- e 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
- f 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- g 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
- h 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時にどのように対応したのかを記載）
- i クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- j 陸上自衛隊土浦駐屯地における営業方針（隊員が利用する際の利点、他の店舗と防衛省店との違い等）
- k 防衛省内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画
1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等を記載したもの。
- l その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書附属書類25部

仕様が記載されたカタログ等、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売書品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

- a 業務確約書（別紙第5）
- b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部照明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3か月以内のもの
- c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
- d 財務諸表
 - (a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

(b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
発行後3か月以内のもの

(a) 個人

その3の2

(b) 法人

その3の3

- f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

- g 印鑑証明書

- h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し。（食品営業許可証等、該当する場合のみ。）

- i 誓約書（別紙第6-1、別紙第6-2）

- j 役員名簿（別紙第7）

注：全省統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、
b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校総務部厚生課厚生班

（担当：栗田・佐伯）

（住所）茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1

（電話）029-887-1171 （内線521・522）

ウ 提出期限

令和7年10月24日（金）午後1時まで

(2) 応募者の失格

アからカのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことのある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差替え、削除、追加）は禁止する。

5 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、展示即売会実施可能業者を決定する。

出店日等については、展示即売会実施可能業者の中から希望する出店日ごとに決定する。この際、第1希望日を優先するものとし、使用面積により複数出店が不可の場合は抽選により決定するものとする。なお、抽選は、原則として官側により代理抽選を実施する。

6 業者の決定時期（基準）
令和7年11月28日（金）

7 業者決定後の提出書類
展示即売会実施可能業者として決定された者は、次のとおり、提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 国有財産使用許可申請書（別途通知する。）
 - イ 車検証の写し。（キッチンカーのみ。）
- (2) 提出先
 - 申請書等の提出先に同じ。
- (3) 提出期限
 - 令和7年12月11日（木）（午後1時まで）

8 その他
出店日として決定された場合においても、官側の都合により出店日を変更又は中止とする場合があるので承知されたい。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
土浦駐屯地武器学校長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1に所在する陸上自衛隊土浦駐屯地において、展示即売会を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

（申請を行う業種）

業 種	主な展示即売品目

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書（2枚以内）

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
イ 出店希望日及び使用区画（別紙様式第4）
ウ 清算方法及び種類 (レジ(現金)、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類)
エ ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
オ 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
カ 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置
キ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
ク 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 (行政処分があった場合、その時にどのように対応したのかを記載)
ケ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
コ 陸上自衛隊土浦駐屯地における営業方針 (隊員が利用する際の利点、他の店舗と防衛省店との違い等)
サ 防衛省内に設置する店舗の営業体制を計数的に算出した事業計画 (1日の目標利用者数、1日の目標売上金額、人件費等。なお、2年間の収支状況一覧表を必ず添付すること。)
シ その他のアピールポイント

主な販売予定商品・販売価格表

注：価格は税込みとする。

・仕様が記載されたカタログ等、販売商品がわかる具体的な資料等を添付(コピー可)

出店希望日及び使用区画

出店名

		第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	備考	使用区画
令和8年	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
令和9年	1月						
	2月						
	3月						

参考事項

1 月に複数回の出店希望をする場合の記入

月に2回以上の出店を希望する場合は、月ごとの備考欄に「全部希望」と記入すること。年度間通算30日を超えない範囲とする。細部については、官側との調整とする。

2 使用区画の記入

展示即売会スペースの範囲は、A : 26m²、B : 13m²、C : 6.5m²、D (キッチンカー専用) : 12.5m² (12.5m²を基準とするも、細部は官側との調整)と区画整理しているので使用区画欄には、A～Dの英字を記入すること。(細部付紙「展示即売会使用区画(厚生センター1Fホール)」による。)

10
別紙第5

業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
土浦駐屯地武器学校長 殿

「陸上自衛隊土浦駐屯地における展示即売会の設置及び経営の業務」の応募に
関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局への情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。) の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、別紙第 7 により変更後速やかに役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

土浦駐屯地武器学校長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

誓約書

- 私
 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局への情報提供することに同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、別紙第7により変更後速やかに役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

〒

印

TEL：

商号又は名称

代表者氏名

印

15

別紙第7

令和 年 月 日

役員名簿

付 紙

展示即売店使用区画(厚生センター1Fホール)

使用区画	m ² 数
A1	26
A2(予備)	26

* A1、B1、C1を基準使用区画とし、複数の店舗が同時に出店する場合はA2、B2、C2を使用するものとする。

使用区画	m ² 数
B1	13
B2(予備)	13

